

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

手続きが便利になりました

2月29日付法務省からの事務連絡により、内容が一部変更となりました。（この情報は変更後の内容です）

窓口で本籍地が三島市以外の市町村の戸籍証明書などが請求できます

戸籍法の一部が改正され、3月1日から本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書などの請求ができるようになりました。

これに伴い、市民課窓口で三島市が本籍地である戸籍証明書などに加え、他市町村が本籍地である戸籍証明書などの交付が請求できます。

■請求できる戸籍証明書など

本籍地が三島市以外の市町村である戸籍の全部事項証明書（謄本）、除籍・改製原戸籍の謄本

■請求できる日時

▶平日（年末年始は除く）：午前8時30分～午後5時15分
※システムのメンテナンスなどにより交付できないことがあります。

■請求できる窓口

市民課

■請求できる人

本人、配偶者、父母・祖父母、子・孫

■持ち物

請求する人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■その他

▶交付にあたり、本籍地に連絡する必要があるため、三島市が本籍地である戸籍証明書よりも交付までに時間を要します。

▶委任状による請求、郵送請求、職務上請求、第三者請求は、本籍地の市町村に請求してください。

▶駿豆地区12市町（沼津市、熱海市、御殿場市、伊豆市、長泉町など）で実施している、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の請求ができる広域窓口サービスは、令和6年10月末に終了を予定しています。

▶住民登録地以外での住民票の写し・印鑑登録証明書の請求をしたい場合は、マイナンバーカードなどを利用したコンビニ交付をご利用ください。

問市民課 ☎ 983・2602

情報

4月1日までに手続きをお願いします

軽自動車、原付バイクなどの名義変更・廃車の手続きのご案内

軽自動車や原付バイクは、4月1日に所有している人に定置場の市町で税金が課されます（※）。定置場とは、車両を使用しないときに主に駐車しておく場所のことです。以下に該当する人は、4月1日までに手続きをお願いします。（※）車両を実際に入手した日や手放した日ではなく、各届出先にて登録・廃車の書類手続きが完了した日に基づきます。

	市内を定置場とする場合		市内を定置場としない場合	
事例	原動機付自転車（原付バイク） 小型特殊自動車、ミニカー	軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 125ccを超えるバイク	原動機付自転車（原付バイク） 小型特殊自動車、ミニカー	軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 125ccを超えるバイク
車両を譲り受けた 車両を譲った	名義変更の手続きをしてください		必要な手続きについては、定置場のある自治体へ問合せください	
市外に転出	使用者などに変更がある場合 は手続きをしてください	住所変更などの手続きをしてく ださい	廃車の手続きをしてください	住所変更などの手続きをしてく ださい

事例	手続き方法
所有者が亡くなった	相続人への名義変更の手続きをお願いします。相続の手続きに時間を要する場合は、相続人代表者の指定届出書を課税課に提出してください。
盗難された	警察に盗難届を出した後、必ず廃車の手続きをしてください。※盗難届だけでは税金は止まりません
解体業者に渡した 廃品回収に出した	ナンバープレートを回収し、廃車の手続きをしてください。 （業者などが代理で手続きしない場合があるため、ご自身の手続きをお願いします。）

■手続き先

- ▶原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー 課税課 ☎ 983・2625
- ▶軽三輪車、軽四輪車、被けん引車 軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所 ☎ 050・3816・1778
- ▶125ccを超えるバイク 沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050・5540・2051



▲詳細は
こちら

情報

入学・卒業などの際に手続きが必要です
学生用国民健康保険証の手続きについて

学校に通うためなどに親元を離れて住所を移す学生を対象に、家族と同じ世帯の一員として学生用保険証を交付します。

- 対▶**国民健康保険に加入中で、学校などに通うため市外などに住所を移す人（国内に限る）
 - ▶令和6年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人（更新が必要）
- 持▶**国民健康保険証（更新の場合は学生用保険証）
 - ▶入学または在学を証明するもの（学生証・合格通知書・授業料の領収書など）
 - ▶世帯主と対象者の個人番号（マイナンバー）のわかる書類
 - ▶届出者（同一世帯の人に限り）の本人確認できる個人番号カードや運転免許証

※国民健康保険の届出に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です

■次の人は学生用保険証の返還が必要です

勤務先の健康保険証または健康保険加入証明書を持参して、学生用国民健康保険証を返還してください。

- ▶学生でなくなった
- ▶ほかの健康保険に加入した（就職などで勤務先の保険証が交付された、家族の勤める会社からの保険証の交付など）
- ▶健康保険のない事業所に勤務している

■学生用保険証を返還し、ほかの保険証がない人は

国民健康保険は住民登録地での取得が原則です。返還手続き後に住民登録地へお問い合わせいただき、手続きをお願いします。

閩保険年金課（国保係） ☎ 983・2604

情報

子どもの予防接種・高齢者用肺炎球菌・新型コロナワクチン
令和5年度予防接種はお済みですか



◀新型コロナワクチンの詳細はこちら

① 子どもの予防接種

入園・入学を前に、母子健康手帳を確認しましょう。

予防接種名	対象年齢
ロタ	ロタリックス：出生6週0日後から出生24週0日後まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日後まで
ヒブ	生後2カ月～5歳になる前日まで
小児用肺炎球菌	
B型肝炎	1歳になる前日まで
BCG	1歳になる前日まで
4種混合	生後2カ月～7歳6カ月になる前日まで
水痘	1歳～3歳になる前日まで
麻しん風しん混合(MR)	1期：1歳～2歳になる前日まで 2期：5歳～7歳未満であって就学前1年間 ※接種期間は令和6年3月31日まで
日本脳炎	1期：生後6カ月～7歳6カ月になる前日まで 2期：9歳～13歳になる前日まで 特例：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの子の接種機会を逃した人は、1期2期とも20歳まで接種可能
2種混合	11歳～13歳になる前日まで
子宮頸がん	小学校6年生～高校1年生相当の女子 キャッチアップ接種：平成9年4月2日生まれ以降で上記対象年齢を過ぎていて、3回の接種を完了していない人は、令和7年3月31日までは不足した回数を接種可能

② 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

対▶肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、次のいずれかに該当する人（接種は生涯に1回のみ）

- ▶令和5年4月2日～令和6年4月1日の間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった(なる)人
- ▶60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫機能に障がいのある人

※令和5年4月に予診票（**むらさき色**）を送付済み

接種期間 3月31日(日)まで

①・② 共通事項

- ▶転入した人、予診票を紛失した人は、予診票を交付しますので、母子健康手帳（**①のみ**）、身分証明書（**②のみ**）を持って健康づくり課までお越しください。
- ▶市外の医療機関での接種を希望する人は、接種前に必要な手続きがあります。

③ 新型コロナウイルスワクチン接種

3月31日で接種が終了となります。接種を希望する人は、早めにご予約ください。

閩健康づくり課 ☎ 973・3700